

# 鹿屋体育大学職員表彰規則

平成16年4月1日

規則第35号

改正 平成31年4月19日

規則第15号

令和2年2月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第48条第2項の規定に基づき、職員に対して行う表彰に関する手続その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「職員」とは、就業規則第2条第1項本文に定める常時鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する者をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別表彰
- (2) 教員表彰
- (3) 永年勤続者表彰

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員について行う。

- (1) 国際的規模の大会等に出場し、特に優れた成績を収めた場合
- (2) 本学の授業において特に優れた教育能力を発揮した教員又は本学学生の競技力向上に特に貢献した教員
- (3) 人命救助等社会的な貢献があった場合
- (4) その他特に表彰すると認められる場合

(教員表彰)

第5条 教員表彰については、別に定める鹿屋体育大学教員表彰規則（令和2年規則第1号）による。

(永年勤続者表彰)

第6条 永年勤続者表彰は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好な職員について行う。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める勤労感謝の日において、在職期間（本学以外の官公庁等の職員としての在職期間を含む。以下同じ。）が20年以上であって、当該在職期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上である者

- (2) 退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日において、在職期間が20年以上であって、当該在職期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上あるもので、前号に該当するものとして表彰されていない者
  - (3) 退職の日において、在職期間が35年以上であって、当該在職期間のうち本学の在職期間が18年以上である者
  - (4) 退職の日において、前号に該当する者と同程度の在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者
- 2 永年勤続者表彰は、1人の職員について1回のみ行うものとする。ただし、前項第1号の規定に該当し表彰された職員が、同項第3号又は第4号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

（表彰状等の授与）

第7条 表彰は、表彰状（永年勤続者表彰の場合は、別記様式による。）を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第8条 表彰は、次の各号に掲げる時期に行う。

- (1) 特別表彰 第4条の規定に該当すると認められたとき
- (2) 永年勤続者表彰 第6条第1項第1号の規定に該当する者については、勤労感謝の日、同項第2号、第3号又は第4号の規定に該当する者については、退職の日

（在職期間の計算）

第9条 在職期間の計算は、表彰する日の属する月までの月計算による。

（除算期間）

第10条 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- (1) 休職の期間（業務上の負傷又は疾病に係る休職の期間を除く。）
- (2) 育児休業又は介護休業の期間
- (3) 懲戒処分により減給又は停職された期間

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学永年勤続者表彰規程（昭和59年規程第9号）は、廃止する。

附 則（平31.4.19規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令2.2.25規則第2号）

この規則は、令和2年2月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

